

未来と古代が響き合う 日本のふるさと出雲の国づくり

Vol.9



新市の議員定数は31人に決定!!

合併後最初の選挙に限り選挙区を設け、定数は41人に。

平成15年9月26日(金)、これまで継続協議となっていた「議会議員の定数及び任期の取扱い」が決まりました。

決定に先立ち、新市議会制度検討小委員会の最終案について再び協議を行い、各協議会委員の意見を基に調整案の一本化を目指しましたが、意見をまとめることは難しく、会長一任により決定することを確認しました。

会長からは、委員の意見の大勢であった新市議会制度検討小委員会の最終案をもって、本協議会の決定としたい旨の提案があり、拍手多数により決定しました。



ここまで進んだ 2市5町の合併協議

CONTENTS (目次)

第9回・第10回協議会開催

*議案事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	2
	保育関係の取扱い	3
	上下水道関係の取扱い	3
	消防、救急の取扱い	3
*その他の議案事項等	第9回協議会での決定事項	4~6
	新市名称募集の賞品当選者決定	6
	第10回協議会での決定事項	7~9
*第10回協議会の協議事項		9
*出雲地区合併協議会委員の交代		9
合併協定項目と協議状況・お知らせボード		10

発行／出雲地区合併協議会 編集／出雲地区合併協議会事務局

〒693-0002 出雲市今市町北本町2丁目1番地12 出雲交流会館内 電話 0853-23-1008・FAX 0853-23-1036
URL:http://www.izumo-gappei.jp E-mail:info@izumo-gappei.jp

第9回・10回 合併協議会を開催



平成15年9月13日（土）に第9回、9月26日（金）に第10回の協議会を、出雲交流会館2階会議室で開催しました。

このうち第10回協議会では、2回にわたって継続協議となっていた「議会議員の定数及び任期の取扱い」が決定された他、第9回協議会では、保育料などが決定されました。

協議事項（次回以降で決定）としては、第10回協議会において、国民健康保険料の取扱い等について提案しています。

議 案 事 項

委員からの意見

- * 初回の選挙での定数を41人とし、選挙区を設けると、1票の格差が2倍前後となり、格差があり過ぎる。また、新市の一体感が薄れ、スムーズな行政運営が出来なくなる恐れがある。1回目の選挙から34人にしてもらいたい。
- * 1回目も2回目も定数を34人で選挙すれば、財政的に小委員会が出された人件費シミュレーションに一番近くなる。
- * 1回目の選挙で選挙区を設けて41人にすることは賛成だが、周辺部の声が届かないと大変なので、2回目の選挙は、選挙区をなくしても定数は34人にしてもらいたい。
- * 決定に至るプロセス（議論を尽くすこと）が大事。議会側も充分議論を尽くした結果を発表され、その話は十分に分かるが、結論的には小委員会の意見を尊重し、賛成したい。

合併後最初の選挙での各選挙区の定数

- 出雲市 [18人]
- 平田市 [7人]
- 斐川町 [6人]
- 佐田町 [2人]
- 多伎町 [2人]
- 湖陵町 [2人]
- 大社町 [4人]

新市の議員定数は31人。
ただし、合併後最初の選挙では41人です。

合併後最初の選挙（設置選挙）では、現在の各市町ごとに選挙区を設け、各市町に複数議員が確保されるように定数を増やして41人とします。2回目の選挙からは選挙区を廃止し、新市全体を1つの選挙区とし、定数は31人とします。

第10回協議会で決定

議会議員の定数及び任期の取扱い

第10回 出雲地区合併協議会



保育関係の取扱い

第9回協議会で決定

保育料は、平成16年度は現行のとおり。平成17年度から別表のとおりとなります。

なお、経済的負担感の大きい多子世帯の保育料については、次のとおり軽減措置があります。

●同一世帯から2人以上が同時に入所している場合

最も年齢の高い児童は全額負担となりますが、次に年齢の高い児童は1/2免除となります。

これ以外の児童は全額免除となります。

●第3子以降の児童が入所している場合

別表の階層区分で第2階層から第7階層に属する場合には、保育料は2/3免除となります。

第8階層から第14階層に属する場合には、1/2免除となります。

保育料徴収金額表

階層区分		階層	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯		第1	0	0
前年度市町村民税の額が右の区分に該当する世帯 (第1階層及び第5～14階層を除く)	市町村民税非課税世帯	第2	8,000	5,500
	市町村民税課税世帯(均等割のみ)	第3	16,000	11,000
	市町村民税課税世帯(所得割あり)	第4	18,000	13,000
第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000円未満	第5	21,000	17,000
	15,000円以上30,000円未満	第6	23,000	18,000
	30,000円以上64,000円未満	第7	26,000	20,000
	64,000円以上80,000円未満	第8	28,000	22,000
	80,000円以上120,000円未満	第9	31,000	25,000
	120,000円以上160,000円未満	第10	34,000	28,000
	160,000円以上200,000円未満	第11	39,000	31,000
	200,000円以上300,000円未満	第12	45,000	34,000
	300,000円以上408,000円未満	第13	47,000	36,000
	408,000円以上	第14	49,000	38,000
母子世帯、在宅障害児のいる世帯	第2階層		0	0
	第3階層		15,000	10,000
	第4階層		17,000	12,000

消防、救急の取扱い

第10回協議会で決定

消防本部庁舎は、出雲市外4市町広域消防組合消防本部庁舎（出雲市渡橋町253番地1）に決定。

平田市消防本部庁舎、大社町消防本部庁舎は、新市の消防署庁舎になります。

東部分署（斐川町）は、平成17年度から消防署に移行します。



東部分署は、消防、救急の出場回数が非常に多いことから、平成17年度から消防署に移行し、人員体制・車両等の機能強化を図ります。ここでは、平成19年度に予定されている山陰自動車道斐川インターチェンジ（仮称）への対応も担う予定です。

上下水道関係の取扱い

第9回及び第10回協議会で決定

上水道料金は、合併時は現行のとおり。合併後2年を目途に新統一料金を設定します。
合併後の新しい水道料金審議会に諮って決定します

簡易水道料金は、合併後2年を目途に上水道と同一料金にするよう調整します。

公共下水道使用料は、合併時は現行のとおり。合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り、新料金制度を決定します。

農（漁）業集落排水使用料は、合併時は現行のとおり。合併後2年を目途に、公共下水道使用料と同一にするよう調整します。

その他の議案事項

2ページ、3ページでお知らせした以外の議案事項は次のとおりです

第9回協議会での決定事項

議案第47号（決定）

財産及び債務の取扱いについて【合併協定項目7】

第8回協議会で提案

2市5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

議案第48号（決定）

公共的団体等の取扱いについて【合併協定項目15】

第8回協議会で提案

1. 各市町共通の団体について
(1)それぞれの団体の実情や地域特性を尊重しつつ、新市の速やかな一体性の確立が図られるよう調整に努める。
(2)統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

(3)国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

2. 各市町独自の団体について
原則として、現行のとおりとする。

2. 防災無線（有線を含む）
防災無線（有線を含む）については、現行のとおり施設、設備を新市に引き継ぎ、合併時に防災情報の提供に支障をきたさぬよう通信体制の確立を図るとともに、新市において防災無線システムの構築について検討する。



議案第49号（決定）

第8回協議会で提案

各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

1. 名誉市民制度
名誉市民制度については、新市において定めるものとする。なお、現在の各市町の名誉市民及び名誉町民は、新市においても名誉市民として引き継ぐ。

議案第50号（決定）

第8回協議会で提案

各種事務事業（防災関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

第8回協議会で提案

1. 地域防災計画・水防計画
地域防災計画・水防計画については、新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

2. その他の施設利用学習
現行のとおり新市に引き継ぐ。

3. スクールヘルパー事業

新市においては、出雲市におけるスクールヘルパー事業をもとに、次のような教育支援を行う必要があるとあり、合併時に新たに制度化する。

① 地域の人材活用による教育支援
「個に応じた教育」、「開かれた学校づくり」、「地域に根ざした特色ある学校づくり」の観点から、低学年における担任補助の支援、コンピュータ活用、部活動、学校図書館経営等への支援が必要な学校に対して、地域の人材を活用したヘルパー支援。

② 特別な支援が必要な児童生徒への支援
ADHDやLD傾向のある児童生徒や不登校傾向の児童生徒等が在籍する学校にあっては、個別のカリキュラムによる学習支援や個別の援助を行うヘルパー支援。

議案第51号（決定）

第8回協議会で提案

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

※保育料については3ページに掲載しています。

1. 保育所施設及び運営等

現行のとおり新市に引き継ぐ。公立保育所のあり方について、新市において検討する。

議案第52号（決定）

第8回協議会で提案

各種事務事業（学校教育関係その2）の取扱いについて【合併協定項目24】

1. 小中学校理科学習事業

小中学校理科学習事業における出雲科学館の施設学習は、現行のとおり新市に引き継ぐが、学習機会の公平性の観点から、合併後速やかに、新市の教育振興に係る事業計画を定める中で調整する。

用語解説

- *ADHD (Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)注意欠陥、多動性障害
- *LD (Learning Disabilities)学習障害
- *JETプログラム (The Japan Exchange Teaching Programme)語学指導等を行う外国青年招致事業
- *ALT (Assistant Language Teacher)外国人の語学教師助手



4. スクールカウンセラー配置事業

直接的には県事業であるが、高度で専門的な知識・経験を有する職で絶対数が少なく人材確保が困難なうえに、報酬単価が高く予算上の問題などから、各学校での相談時間には限りがあるのが現状である。

しかしながら、主に心の問題を抱えた児童生徒や保護者、教職員のための教育相談機能の充実がぜひとも必要であることから、県配置のスクールカウンセラーの補完的な役割を担う相談員の配置について、合併時に新たに制度化する。

5. 小中学校外国語指導

国際理解を深めるために、英語を中心とした外国語学習の推進は重要であり、小学校の段階から慣れ親しむ必要がある。JETプログラムによるALTや民間の人材を活用するなど、各市町でそれぞれ内容は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、小・中学校への派遣日数については充実を図る必要があるとあり、新市において調整する。

6. 不登校対策事業

不登校及び不登校傾向のある児童生徒に対する相談、指導等の支援を行う「不登校対策事業」として合併時に新たに制度化する。

7. 特別支援教育事業

自閉症やLD、ADHD傾向のある児童生徒等に対して、特に専門的な知識や経験等をもとに、特別な教育的支援を行う「特別支援教育事業」として合併時に制度化する。

議案第53号（決定）

第8回協議会で提案

各種事務事業（学校教育関係その3）の取扱いについて【合併協定項目24】

1. 学校給食事業の運営方法

現行のとおり新市に引き継ぐ。給食施設については、施設・設備の老朽化、安全衛生基準に配慮し、新市において、統廃合を検討する。

学校給食会は、当面現行のとおりとする。

2. 給食費

当面は現行のとおりとする。ただし、食料費以外（光熱水費等）の経費は新市の予算で対応する。





議案第54号 (決定)
各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いについて【合併協定項目24】

第8回協議会で提案

1. 2市5町の観光協会
合併と同時に、新市の観光協会に再編するよう調整に努める。また、観光協会への運営補助金については、合併と同時に新しい基準を設け、一元化するよう調整する。

2. 2市5町の観光施設等の使用料及び管理運営

現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。

3. 観光施設等の管理運営補助事業

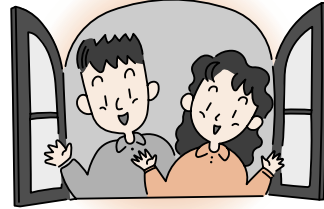
現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第55号 (決定)
各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

第8回協議会で提案

1. 市町営住宅の入居者の選考方法

新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制（申込み順）による選考方法に統一する。



2. 市町営住宅の家賃

現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年4月1日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。

家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数最大0.3（30%）の中で、設備的条件による係数は0.06に抑えながら、残りの立地的条件による係数を多く配分し、0.00～0.12とする。

3. 市町営住宅の家賃納入方法等

合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年

4月1日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下げとなる平田市においては、平成18年4月1日から最長5年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。

家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。

4. 特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法

新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制（申込み順）による選考に統一する。

5. 特定優良賃貸住宅の家賃

現行のとおり新市に引き継ぐが、家賃の減額方式については、平成18年3月31日から廃止する。なお、この場合、廃止後最長5年を限度とした負担調整期間を設ける。



6. 特定有料賃貸住宅の家賃減免及び徴収猶予取扱要綱等

入居者が中堅所得者を対象としていることから、合併時に廃止の方向で調整する。ただし、市民税非課税世帯に対する減免については、合併の前日に現に減免を受けている入居者が、合



11. 宅地開発補助制度

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市と平田市の制度を基本に新たな宅地開発補助制度に再編する。

12. 賃貸住宅建設補助事業

合併時に平田市の例を参考に新たな賃貸住宅建設補助制度に再編する。

13. 特定優良賃貸住宅家賃対策補助

現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第56号 (決定)

各種事務事業（上下水道関係その1）の取扱いについて【合併協定項目24】

第8回協議会で提案

※この議案は、上下水道については3ページに掲載しています。

1. 上下水道計画等

原則として上下水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。合併に伴う法人格変更等に係る事業認可取得が必要であるため、合併時に、2市1町で実施又は計画している上下水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。

斐伊川水道建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、建設等の負担金についても同様に新市に引き継ぐ。

◆斐伊川水道建設事業◆

木次町に建設中の尾原ダムから上水道を引く事業です。10の自治体へ配水されるものですが、2市5町では平田市が受水対象（平成23年予定）となっております。

2. 斐川町・宍道町水道企業団

合併時に現行のとおり、企業団における斐川町の地位を新市が引き継ぐとともに、企業団の経営・組織体制について、新市の水道局と密接な連携が図れるよう調整し、新市の水道事業と水道企業団との間で、水道料金をはじめ各種制度について差異が生じないよう調整する。

3. 会計

原則として上下水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。上下水道会計については、合併時に新市事業計画に基づき統合する。また、平田市の簡易水道会計については、合併時に企業会計から切り離すよう調整する。

4. 資産

合併時に2市1町（出雲市、平田市、大社町）の上下水道事業資産（固定・流動）は、全て新市に引き継ぐよう調整する。

5. メーター器使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。

合併後の新しい水道料金審議会に諮り、決定する。

6. 加入金・分担金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に見直し、新加入金・分担金を設定する。

合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

7. 他会計繰入金等

繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

議案第57号(決定)
各種事務事業(上下水道関係その2)の取扱いについて【合併協定項目24】

第8回協議会で提案

※この議案は、簡易水道については、簡易水道料金については3ページに掲載しています。



1. 簡易水道計画

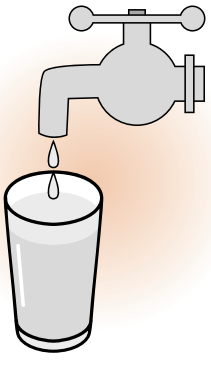
原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。また、大田市への分水は、合併後も継続するよう調整する。合併時に、2市5町で実施又は計画している簡易水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。

2. 会計

合併時に、公営企業法非適用で、新市特別会計として統合する。具体的な業務の執行については、合併時に現行の例により、新市水道局が受託事務として行うよう調整する。

3. メーター器使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。



4. 加入金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。佐田町の分担金、湖陵町の施設分担金、大社町の特別加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。なお、湖陵町の施設分担金については、廃止の決定以前に賦課の決定をしたものについては、従前のとおりとする。



5. 他会計繰入金等

繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

議案第58号(決定)

各種事務事業(上下水道関係その3)の取扱いについて【合併協定項目24】

第8回協議会で提案

※この議案は、工業用水道についてです。

1. 工業用水道事業

新市の誘致企業政策との調整を図った上で、合併時に、斐川町・宍道町水道企業団から分離して、新市において引き継ぎ、事業の実施にあたっては、斐川町・宍道町水道企業団に委託する方向で調整する。

議案第59号(決定)

各種事務事業(上下水道関係その4)の取扱いについて【合併協定項目24】

第8回協議会で提案

※この議案は、事業費補助金等についてです。

1. 佐田町簡易水道給水装置事業費補助金

合併時は現行のとおりとし、2年を目途に廃止の方向で調整する。

2. 飲料水安定確保対策事業(出雲市、佐田町、多伎町で実施)

県単独の補助事業であり、適用期間は平成17年度までのため、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。

3. 水道使用料差額補助(出雲市で実施)

現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。



新市名称募集の 決定 賞品当選者が

8月22日の第8回協議会で新市の名称が「出雲市」に決定したことに伴い、応募のあった8,948名から抽選を行い、次のとおり決定しました。このうち「名付け親大賞」は、第10回協議会の冒頭、西尾会長の抽選により、出雲市の三島尚子様(出雲市)に決定しました。

◎名付け親大賞

「出雲市」を応募された方の中から1名の方に、5万円相当の商品券又は旅行券を贈呈

当選者 **三島 尚子 様(出雲市)**



◎名付け親賞

「出雲市」を応募された方の中で「名付け親大賞」の抽選に漏れた方の中から、5名の方に1万円相当の2市5町の特産品セット又は図書券等を贈呈

当選者 飯塚 明美 様(出雲市)、石川 恒夫 様(出雲市)、木村 勇夫 様(出雲市)
大森 敏明 様(出雲市)、奥井 和久 様(出雲市)

◎特別賞

当選者

「出雲市」以外の名称を応募された方の中から30名の方に、3千円相当の2市5町の特産品セット又は図書券等を贈呈

児玉 隆一 様(出雲市)	瀬崎 千年 様(斐川町)	古割 千歳 様(出雲市)
坂本ひろみ 様(邑智郡川本町)	佐々木治子 様(京都府京都市)	落合早智子 様(平田市)
橘 実千代 様(山口県日置町)	山崎 一紀 様(大社町)	長見みきえ 様(大社町)
藤森千枝子 様(岡山県岡山市)	丹治 正博 様(福島県福島市)	大塚 智博 様(愛知県一宮市)
鐘築 良勝 様(出雲市)	宮本 章 様(出雲市)	糸賀 元次 様(佐田町)
熱田 守意 様(大社町)	岩井 君子 様(神奈川県横浜市)	古賀 絵美 様(福岡県志免町)
新妻みなみ 様(神奈川県横浜市)	鈴木 成忠 様(愛知県津島市)	白川 律子 様(出雲市)
木村 信一 様(東京都杉並区)	柿原 愛 様(大阪府和泉市)	桑野 修治 様(東京都町田市)
上杉 幸子 様(高知県高知市)	新堀 夏海 様(埼玉県所沢市)	加田 秀夫 様(大阪府大阪市)
林 満夫 様(東京都八王子市)	叶 昌彦 様(千葉県松戸市)	桑津留由紀 様(福岡県北九州市)



西尾会長による「名付け親大賞」の抽選

第10回 協議会での決定事項

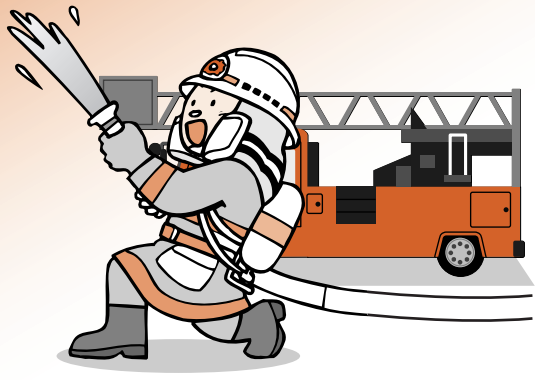
議案第60号 (決定)
消防、救急の取扱いについて
【合併協定項目16】

第9回協議会で提案

※消防本部庁舎の位置、東部分署の消防署への移行については3ページに掲載しています。

1. 組織機構等

組織機構については、消防本部は合併時に統合し、消防署は住民の混乱や安全確保の低下を招かないため、現行のとおり移行し、1本部、3消防署（出雲消防署、平田消防署、大社消防署）、3分署（東部分署、西部分署、南部分署）体制とする。ただし、新市において、各署の災害発生状況や高速道路等の整備状況に基づき、人員の適正配置に配慮しつつ、均衡のとれた消防組織について検討する。また、出場計画については、消防活動の一体性を図るため、合併時に統一する。



2. 119番受信及び通信指令

119番受信については、現行のとおり移行し、通信指令については、合併時において混乱や安全確保の低下を招かないために3消防署間をホットライン（NTT専用回線）で結ぶことにより連携を図る。なお、円滑な消防救急体制の実現に向け、合併後速やかに現在の出雲市外4町広域消防組合のシステムに統一する。

3. 消防団の組織

消防団については、合併時に統一する。ただし、組織については当面現行のとおり移行し、新市において地域の実情や常備消防の状況を総合的に勘案した、適正な組織体制を確立する。なお、合併時までに災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を検討する。

◆委員からの意見◆

*消防団の統合については、消防団側と協議されているのか。合併時に、現在の消防団員の人たちが辞めてしまうようなことになってはいけない。

*会長の回答

行政関係者と消防団関係者と合同で、この議案の方針を受けて、今後の方向付け、有事即応体制の検討等を行ってまいります。



議案第61号 (決定)

各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて
【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

1. 電車

交通政策（電車）については、「一畑電車沿線地域対策協議会」における検討結果に基づき、新市において、経営形態、運行形態及び公的支援のあり方について検討する。



2. バス

交通政策（バス）については、住民の移動手段としての生活路線バス運行は必要不可欠であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、住民のニーズ、運行形態、料金設定について十分検討し、路線網等の総合的な調整を図るよう努める。

3. 飛行機、空港

交通政策（飛行機、空港）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、出雲空港の利用促進を図るとともに、地域住民の理解を得ながら整備拡充に努める。

4. JR

交通政策（JR）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

5. 港湾

交通政策（港湾）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進に努める。

議案第62号 (決定)

各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて
【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

1. 男女共同参画条例

男女共同参画に係る条例については、「男女共同参画による出雲市まちづくり条例」、「平田市男女共同参画基本条例」を参考に、新市において住民参画のもとで速やかに制定する。

2. 男女共同参画施設

（出雲市女性センター、出雲市働く婦人の家、平田市立ふれんどりーハウス、多伎町婦人研修館）

男女共同参画に係る施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、施設の運営形態及び事業については、新市において調整する。



議案第63号 (決定)

各種事務事業（環境関係その2）の取扱いについて
【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

1. 環境団体等への助成

現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、環境団体の新たな支援制度を策定する。

2. 環境衛生組合補助金

現行のとおり新市に引き継ぐ。今後とも、地域の環境問題やごみ問題への取り組みには市民の協力が不可欠であり、行政と市民のパイプ役としての組織が必要である。そうした組織や助成制度のあり方について、現行の出雲市環境衛生組合を含め、新市において検討する。

3. 共同墓地の使用料等

現行のとおり新市に引き継ぐ。

4. 火葬場施設使用料

出雲市の例により合併時に統一する。

5. 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料

現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第64号 (決定)

各種事務事業（生涯学習関係その1）の取扱いについて
【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

※この議案は図書館事業についてです。

1. 図書館

現行のとおり新市に引き継ぎ、既設館及び今後整備される図書館を含め、1つの図書館に中央館的機能を持たせながら、各館のネットワーク化を図る。また、現在の公民館内に設置されている2施設については、地域住民サービスの向上の面から図書館としての機能の拡充を図るよう新市において検討する。

2. 運営形態

運営形態は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぎ、住民に対してより良いサービスが提供できるよう新市において調整する。

3. 開館時間

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において合併後3年を目途に次のとおり統一する方向で調整する。

平日	………10時～19時
土曜・日曜・祝日	10時～18時

ただし、公民館内に設置されている2施設については、その施設の都合を考慮する。

4. 休館日

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5. 図書館協議会

各館に図書館協議会を設け、地域利用者の幅広い意見を聞く機会を設ける。



議案第65号(決定)
各種事務事業(観光商工関係その3)の取扱いについて【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

1. 商工会議所・商工会の取扱い

2市5町には、2つの商工会議所と5つの商工会があり、一本化が望ましく、そのための調整に努める。なお、県が進める商工会のグループ化についても、統合に向けた取り組みの一つとして、円滑に進展するように調整に努める。商工会議所・商工会補助金については、引き続き交付することとし、新市において、事業内容等を精査し調整する。



2. 中小企業金融対策

各市町独自の制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに新たな制度を創設するよう調整する。また、島根県小規模企業育成資金は、現行のとおり引き継ぐ。信用保証協会への資金の拠出方法については、合併時までに県信用保証協会と調整を行う。

3. 中心市街地活性化基本計画

それぞれの基本計画及びTMO機関は、そのまま新市に引き継ぐ。

4. 工業団地・新ビジネスパーク

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5. 企業誘致に関わる優遇制度

用地取得費に対する助成については、現行のとおり新市に引き継ぐ。固定資産税に関する優遇措置については、合併時に、斐川町の制度を基に新たな制度を設ける。IT関連企業立地促進助成については、新市において出雲市の制度を基に新たな制度を設ける。平田市の環境保全、斐川町の緑化環境整備・福利厚生施設助成については、現行の制度を引き継ぐ。

6. 新ビジネス創業支援補助金

出雲市及び平田市の制度を基に、新市において新たな制度を設ける。

7. 起業家支援・企業化支援センター・貸工場

斐川町の企業化支援センター及び貸工場については、現行のとおり新市に引き継ぎ、企業化支援センター等を活用し、起業家支援事業の充実を図る。

8. 商工振興補助事業

市町独自の補助事業については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。県の補助制度に基づく補助事業については、現行のとおり引き継ぎ統一する。

9. 勤労者金融対策

資金預託制度は、合併後統一し、預託額については、新市において調整する。

10. 労働者福祉協議会補助

現行のとおり補助制度を引き継ぎ、労働者福祉協議会が一本化されるよう調整に努める。

11. 島根県東部勤労者共済会

新市においても引き続き加入するよう調整する。

12. 雇用対策事業

平田市雇用創出及び産業振興助成については、平成17年3月31日まで現行のとおり引き継ぎ、雇用に関する助成制度については、平田市の例を基に、新市において検討する。



議案第66号(決定)
各種事務事業(建設関係その2)の取扱いについて【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

1. 道路の整備方針及び計画

現行のとおり新市に引き継ぎ実施し、新市において新市建設計画との整合を図りながら、合併後3年を目途に新たな計画を策定する。

他事業に関連する道路整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2. 市道・町道の整備基準

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に平坦部、山間部等地域の実情にあわせて統一した基準を設ける。



3. 港湾の占用料、使用料条例

合併時に多伎町の例により新市に引き継ぎ、料金については、島根県港湾施設条例の「甲港湾」の料金を準用する。

議案第67号(決定)
各種事務事業(建築・景観関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

1. 特定行政庁の設置

合併時に組織の充実を図り、出雲市の例により、本庁で一括して建築確認申請の受付、審査等を行う。

2. 景観条例

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市まちづくり景観条例を基に、ふるさと島根の景観づくり条例との調整を図り、新市景観条例を制定する。

緑化助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に出雲市の例を基に、新たな緑化助成を制度化する。

3. 築地松保全事業

新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。斐川町の築地松保全助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に斐川町の例を基に、新たに制度化する。



議案第68号(決定)
各種事務事業(上下水道関係その5)の取扱いについて【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

※この議案は上水道事業についてです。

1. 設計審査手数料及び給水装置工事業者指定手数料

合併時に斐川町・平田市の例により統一する。なお、平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料及び消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。

2. 水道未普及地域解消事業

平田市の例により統一する。(合併時に事業があるところは、平田市のみです。)ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

3. 配水管布設工事負担金

合併時に斐川町の例により統一する。

議案第69号(決定)
各種事務事業(上下水道関係その6)の取扱いについて【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

※この議案は簡易水道事業についてです。

1. 設計審査手数料及び給水装置工事業者指定手数料

設計審査手数料は、合併時に斐川町・平田市の例により統一する。平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町

議案第70号(決定)
各種事務事業(上下水道関係その7)の取扱いについて【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

※この議案は下水道事業についてです。

1. 整備方針

新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農(漁)業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構

2. 水道未普及地域解消事業

合併時にすでに実施中のもの(佐田町、多伎町)は、現行の例とし、合併後実施するものについては、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

3. 配水管布設工事負担金

合併時に斐川町の例により統一する。

議案第70号(決定)
各種事務事業(上下水道関係その7)の取扱いについて【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

※この議案は下水道事業についてです。

1. 整備方針

新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農(漁)業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構



想の目標普及率(平成22年65%)を早期に達成するため、合併時から、年2%以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新・全県域下水道化構想における各自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。

2. 公共下水道基本計画

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に計画の見直しを行い、新計画を策定するよう調整する。

3. 農(漁)業集落排水事業計画

合併時は現行のとおりとし、建設事業に着手している地区については、速やかな完了に向け、事業の推進を図ることとする。未着手の地区については、合併後2年を目的に建設単価等の再調査を行い、著しく建設単価が高騰する地区については、市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて計画を再検討する。

4. 生活排水対策推進計画

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に計画の見直しを行い、集合処理地域以外の全地域及び公共下水道事業区域内の事業認可外の区域での整備計画を策定するよう調整する。

5. 特別会計繰入金

現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第71号(決定)

各種事務事業(上下水道関係その8)の取扱いについて【合併協定項目24】

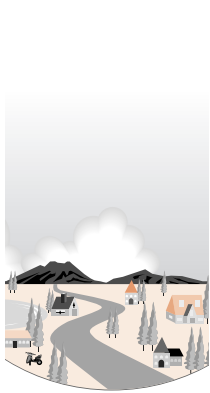
第9回協議会で提案

※この議案は公共下水道事業についてです。使用料については、3ページに掲載しています。

1. 受益者負担金の額と徴収猶予

合併時までに供用を開始した区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

合併後、供用を開始する区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に使用料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統一するよう調整する。



2. 受益者負担金の前納と報奨金制度

平成16年度までに賦課を決定したものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。



3. 農業集落排水事業排水設備工事資金助成

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に廃止の方向で調整する。

議案第73号(決定)

各種事務事業(上下水道関係その10)の取扱いについて【合併協定項目24】

第9回協議会で提案

※この議案は合併処理浄化槽事業についてです。

1. 合併処理浄化槽設置事業費補助金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

2. 合併処理浄化槽維持管理補助金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、出雲市の例を参考に新たに制度化するよう調整する。

3. 市町村設置型合併処理浄化槽分担金の額

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

4. 市町村設置型合併処理浄化槽使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

協議事項

第10回協議会で

国民健康保険料の取り扱いを提案。

協議第42号

国民健康保険事業の取扱い(その1)について【合併協定項目21】

第2小委員会付託

賦課形態は「保険料」とすること、保険料率は平成17年度から2市5町で均一賦課すること、出産一時金は現行のとおり(30万円)とすること、葬祭費は平田市・斐川町・佐田町・大社町の例(3万円)により合併時に統一すること等を提案しました。

なお、保険料のうち医療分については、負担増加となる市町に配慮し、基金を使った保険料の調整をすることとしています。

協議第66号

各種事務事業(新エネルギー・省エネルギー関係)の取扱いについて【合併協定項目15】

第1小委員会付託

新市において新たに新エネルギービジョン及び省エネルギービジョンを策定すること、新エネルギー関係事業及び施設は現行のとおり新市に引き継ぐこと等を提案しました。



シンポジウム開催のお知らせ

「21世紀出雲の国づくりシンポジウム」(仮称)

平成15年11月10日(月) 13:00開会
場所：平田市立文化館 プラタナスホール

出雲地区合併協議会委員の交代

- 委員
- 【大社町】
- 小川 峰夫 ⇒ 室家 隆一
- (第3小委員会、新市名称・庁舎検討小委員会所属)



※合併協定項目と協議状況 (平成15年9月現在)

協定項目	提案	決定	備考
1 合併の方式	第2回(協議)	第2回(確認)	
2 合併の期日	第2回(協議)	第2回(確認)	
3 新市の名称	第2回(協議)	第8回	新市名称は「出雲市」
	第7回(報告)		
	第7回(協議)		
4 新市の事務所の位置	第2回(協議)	第7回	本庁は現出雲市役所、その他の市町の庁舎は支所。
	第7回(報告)		
5 町、字の区域及び名称の取扱い			
6 慣行の取扱い	第7回(協議)	第8回	
7 財産及び債務の取扱い	第8回(協議)	第9回	
8 条例、規則等の取扱い	第3回(議案)	第3回(方針)	
9 議会議員の定数及び任期の取扱い	第3回(協議)	第10回	
10 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第6回(協議)		第3小委員会へ付託中
11 一般職の職員の身分の取扱い	第4回(協議)		第1小委員会へ付託中
12 特別職の身分の取扱い			
13 組織及び機構の取扱い			
14 一部事務組合等の取扱い(その1)	第4回(協議)	第6回	
15 公共的団体等の取扱い	第8回(協議)	第9回	
16 消防、救急の取扱い	第9回(協議)	第10回	
17 地域審議会の設置に関すること			
18 地方税の取扱い	第6回(協議)	第8回	
19 使用料、手数料等の取扱い	第4回(協議)	第6回(方針)	
20 補助金、交付金等の取扱い	第4回(協議)	第6回(方針)	
21 国民健康保険事業の取扱い(その1)	第10回(協議)		第2小委員会に付託中
22 介護保険事業の取扱い	第7回(協議)	第8回	
23 電算システムの取扱い	第2回(協議)	第3回(方針)	
	第4回(報告)		
	第5回(報告)	第5回(確認)	情報管理センター(仮称)設置・戸籍システム統合着手
	第6回(報告)	第6回(確認)	住民情報系・内部情報系システムの統合、通信ネットワークの構築着手
	第8回(報告)		住民情報系・内部情報系システムの選定業者決定
24 各種事務事業の取扱い	第2回(協議)	第3回(方針)	※個別の項目は右の表をご覧ください。
25 新市建設計画関係(財政計画含む)	第2回(協議)	第3回(策定の進め方)	第1・第2・第3小委員会へ付託中 中間まとめを第12回協議会(10/24)に報告予定
	第4回(協議)		



※「各種事務事業の取扱い」の合併協定項目と協議状況

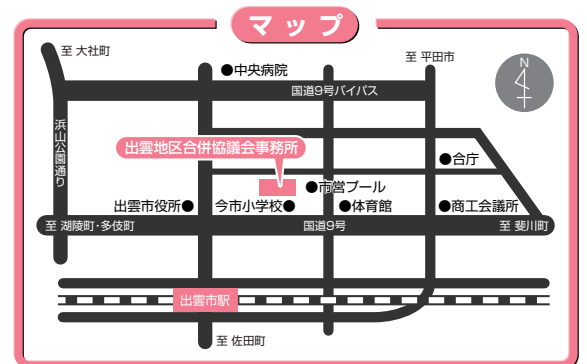
協定項目	提案	決定	備考
総合計画	第5回(協議)	第6回	
広報広聴			
交通政策	第9回(協議)	第10回	
国内・国際交流	第7回(協議)	第8回	
男女共同参画	第9回(協議)	第10回	
行政改革大綱	第6回(協議)		第1小委員会へ付託中
情報公開			
儀式・表彰	第8回(協議)	第9回	
地域コミュニティ・行政連絡員			
金融機関等の指定	第7回(協議)	第8回	
窓口業務	第6回(協議)	第8回	
保健事業(その1)	第5回(協議)	第6回	
〃(その2)	第6回(協議)	第7回	
病院・診療所	第7回(協議)	第8回	
障害者福祉			
高齢者福祉(その1)	第6回(協議)	第7回	
児童福祉			
保育	第8回(協議)	第9回	
環境(その1)	第7回(協議)	第8回	
〃(その2)	第9回(協議)	第10回	
人権同和	第7回(協議)	第8回	
農林(その1)	第6回(協議)	※	※第8回で議案上程(継続協議)
〃(その2)	第7回(協議)	※	※第8回で議案上程(継続協議)
水産(その1)	第6回(協議)	第7回	
観光商工(その1)	第7回(協議)	第8回	
〃(その2)	第8回(協議)	第9回	
〃(その3)	第9回(協議)	第10回	
生涯教育(その1)	第9回(協議)	第10回	
文化・スポーツ(その1)	第7回(協議)	第8回	
学校教育(その1)	第7回(協議)	第8回	
〃(その2・その3)	第8回(協議)	第9回	
建設(その1)	第7回(協議)	第8回	
〃(その2)	第9回(協議)	第10回	
公営住宅	第8回(協議)	第9回	
上下水道(その1~その4)	第8回(協議)	第9回	
〃(その5~その10)	第9回(協議)	第10回	
都市計画(その1)	第6回(協議)	第7回	
建築・景観	第9回(協議)	第10回	
防災関係	第8回(協議)	第9回	
新エネルギー・省エネルギー	第10回(協議)		第1小委員会へ付託中

お知らせボード

今後の協議会

- 第13回協議会 平成15年10月31日(金) 17:00~
(場所:出雲ロイヤルホテル)
- 第14回協議会 平成15年11月28日(金) 15:00~
(場所:出雲交流会館)
- 第15回協議会 平成15年12月26日(金) 15:00~
(場所:出雲交流会館)

※合併協議会は公開しており、傍聴ができます。
詳しくは事務局(電話 0853-23-1008)までお尋ねください。



印刷には環境に優しい「大豆インキ」を使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。